

が行う。簡易委託駅には乗車券前金購入の方法をとり、乗車券を交付する際所定の委託手数料を乗車券割引の形式で、運賃額から控除している。普通委託駅は当日取扱った収入金を最終便で管理所長に引継ぐことが原則となっている。委託手数料は1箇月分を取りまとめ翌月中に支払われる。このほか収入報告、自動車線委託販売旅客賃納付書の様式および取扱方が定めてある。

(イ) 荷物の受託事務および小口扱貨物の集貨作業

取扱範囲は ① 受託監査 ② 小口扱貨物の集貨 ③ ひょう量・着駅選定・運賃算出等の事務 ④ 切符および通知書の作成ならびに処理 ⑤ 駅名札および荷票の作成ならびにくりつけ ⑥ 運賃・料金等の収受 ⑦ 荷物賃訂正通知書および更正依頼書の作成ならびに処理 ⑧ 前各号に付帯する業務または作業、ただし貨物引換証・各種証明書の発行はとくに指示した場合を除き管理所長が行うことになっている。貨物運送規則・補則および自動車貨物運送規則・補則の規定により駅長の行う事項の一部を受託人に委任、受託人に対してとくに認められた場合以外の取扱料の収受禁止、受託人の業務処理方法、受託人が当日取扱った荷物の収入金は、最終便で管理所長に引継ぐことを原則とし、委託手数料は1箇月分を取りまとめ翌月中に支払われる。このほか収入報告等が定めてある。

(ロ) 荷物の引渡事務および小口扱貨物の配達作業

その範囲は ① 荷物の引渡し ② 小口扱貨物の配達作業 ③ 運賃・料金の収受 ④ 前各号に付帯する事務または作業、到着荷物の授受(乗務員と受託人との責任の限界点)、受託人の業務処理方法等が定めてある。

(ハ) 託送郵便物の取扱

託送郵便物の取扱範囲、授受または取扱方についての定め。

(ニ) 一時預り携帯品の取扱

取扱方、一時預り切符の発行および処理方、保管および引渡方等の定め

(ホ) 小口貨物の積卸作業

積卸作業の範囲、積卸し方法、積卸し上の注意等の定め。

(ヘ) 荷物事故の処理および遺失物の取扱

ウ 委託料金に関する帳表の種類、取扱方

エ 賠償責任 受託人の責任となる荷物事故、監査粗漏にもとづく責任、関連行為に対する責任、業務不履行による責任等の定め。

オ 指導・監査 国鉄が受託人に対する委託業務の指導および監査、業務監査のための必要資料の呈示、委託契約の解除および受託人の処分、国鉄が受託人の従業員をどんなときに処分するか等の定め。

以上この手続の制定に伴って、自動車線乗車券類委託販売取扱手続(内達1号)は昭和27・8・31かぎり廃止された。

(2) 自動車線と鉄道との接続駅における小口貨物の貨物自動車積卸作業の委託

昭和27・11・1から接続駅における小口貨物(宅扱・小口扱)積卸作業の迅速化と、乗務員の労務緩和をはかるため、比較的積卸数量の多い駅を指定して、その作業を通運業者に委託した。

(3) 乗車券類委託販売割引率の一部改訂

乗車券類委託販売の施行によってその委託手数料は、運賃料金割引の形式で昭和29・4・1から、乗車券の種類にかかわらず、一率に4分に改訂した。

(4) 自動車線駅受託人指導監査規程

自動車線委託業務処理手続第68条には「国鉄は委託業務について受託人を指導し、業務を監査する」と規定されているが、

国鉄が委託契約を結ぶ相手方は、個人または法人でしか法人の場合には、駅務に従事する従業員や下請人等も包含して、受託人と呼んでおり、自動車線駅受託人指導監査規程は、駅務について受託人を指導し、その業務を監査するものであって、受託人たる法人の経営方法や経営内容等を監査することが目的ではない。したがって法人たる受託人の経営に関する監査は、契約事項で明らかにしている。この規程はつぎのように、管理所の指導監査と事務所の指導監査が骨子になっている。

ア 管理所の指導監査

業務の指導監査は、管理所長が随時臨駅してつぎの事項を監査し、必要な指導を行う。乗車券類の発売ならびに旅客案内、荷物の取扱、小口貨物の集配・積卸作業、乗車券類・切符・通知書等の出納保管・作成および処理方、運賃・料金の収受方および払いもどし方、運賃表・時刻表その他業務用掲示類の整備・整とん、収入金の取扱方および引継方、荷物の保管・防護方その他荷物事故防止対策、遺失物の取扱方および保管方、国鉄の提供施設に対する保守・防災、その他。

管理所長が受託人に対して指導監査を行ったときはその内容を監査簿に記録しておく。指導監査中不正事故等を見出したときは、ただちにこれを地方自動車事務所長に報告してその指示を受ける。管理所長は所属職員中からその補佐員を指定できる。

イ 地方自動車事務所および鉄道管理局の指導監査

指導監査員を指定し、管理所長の行う臨駅監査事項のほかに、管理所長の行う指導監査の状況・監査簿の作成方その他を監査し監査報告を製する。地方自動車事務所長および鉄道管理局長は受託人の不正事故等を知ったときは監査員を臨駅検査させる。重大事項は本社に報告する。

(5) 委託契約の概要

自動車線委託業務処理手続第5条によって、地方自動車事務所長が業務を委託する場合は、駅の種類によってつぎの内容の委託契約を締結することになっている。ただし地方自動車事務所長が、必要と認める事項はこれを追加し、または業務の範囲にしたがって修正削除することができる。

ア 転換駅の業務委託契約

(ア) 委託業務の種類 ① 乗車券類の発売 ② 手小荷物・貨物の受託および引渡事務 ③ 託送郵便物の取扱 ④ 一時預り携帯品の取扱 ⑤ 小口扱貨物等の積卸作業 ⑥ 荷物事故の処理 ⑦ 遺失物の取扱 ⑧ 鉄道広告の取扱 ⑨ 営業係(車掌)扱の収入金および乗車券類の保管 ⑩ 輸送上の連絡 ⑪ 旅客・荷物・貨物の案内業務 ⑫ 死傷者の応急措置 ⑬ 前各号に付帯する業務。ただしこれらの委託業務のうちには、運賃・料金の追徴・払戻しおよび各種証明書の発行を含むが、貨物引換証の発行は除かれている。

(イ) 委託料金

前号の委託業務中、つぎのものにかぎって委託料金を支払う。

- ① 乗車券類の委託販売に対する割引額
- ② 駅務手数料
- ③ 一時預り料・荷物保管料・貨物保管料・貨物留置料(旅客または荷主から収受した額)
- ④ 代金引換荷物取扱手数料
- ⑤ 小口貨物の積卸手数料
- ⑥ 有料広告取次手数料。

(ロ) 駅経費の負担区分 ① 被服費 受託人の負担とする。

② 雑用石炭 待合室に使用するものにかぎり国鉄負担とし、その他は受託人の負担とする。③ 直購入品 受託人の負担とする。④ 備品 業務上必要なつぎのものは国鉄負担とする。乗客用いす、事務用テーブル、同いす、金庫、掲示板、黒板、消火器、ストーブ、台ばかり、日付印字器、そろばん、掛